

## おいしいお餅になあれ ー比井保・餅つきー

1月13日(水)、比井保育所(西本康子所長)で毎年恒例の餅つきが行われました。

餅つきは臼と杵を使った昔ながらの方法で実施。まず先生らが、蒸し上がったもち米を米粒がほぼ無くなるまで潰しました。年長園児ら4人は、順番に杵を持って餅つきに挑戦。先生らと交替しながら、ぺったんぺったんとお餅をつきました。

つきあがったお餅は、先生らが丸めておやつに登場。味もきなこ、あんこ、海苔、大根おろしと4種類が用意され、みんなで「いただきます!」。自分達でついたお餅を、美味しそうに頬張りました。

餅つきに挑戦した佐藤朱莉さんは「お餅をつくのが楽しかったです。海苔が一番美味しかったです」と話していました。



海苔が一番人気!

## 駐日デンマーク大使が参加 ー命日慰霊献花式ー

2月10日(水)、日の岬パーク内クヌッセンの丘において、故クヌッセン機関長命日慰霊献花式が執り行われました。

この日の献花式には松本町長と森下・美浜町長のほか、白井・田杭区長や西岡・日高町議会副議長、富安県議も出席し、クヌッセン機関長の好きだったキンセンカの花を献花して遺徳をしのびました。

また今年も、フレディ・スヴェイネ駐日デンマーク大使も献花に訪れ「クヌッセン機関長の勇敢な行為のおかげで、日本とデンマークの深い関係が築かれたことを嬉しく思うとともに、それをさらに親密な関係にしていきたい」とあいさつしました。

式典のあと、田杭地区内の救命艇保管庫に移動した一同は、保管庫に隣接する供養碑の前にキンセンカを供え、手を合わせてクヌッセン機関長の冥福を祈ったほか、デンマーク訪問団の写真や保管されている救命艇を見学しました。



献花する  
スウェーデン大使(左)と  
日高・美浜両町長(下)



# マイナンバーカードQ&A



## Q&A

個人番号カード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>) の「よくあるご質問」をもとにして掲載しています。

**Q1 通知カードの有効期限はありますか？**

**A1** 通知カードの有効期限はありません。通知カードはみなさまのマイナンバーを通知するものですので、大切に保管してください。なお、マイナンバーカードの交付を受けると通知カードは不要となりますので、交付時に町に返還することになります。

**Q2 通知カードの再交付は可能ですか？可能な場合、どこでどのような手続を取れば良いでしょうか？**

**A2** 再交付は可能です。役場で再交付申請の手続をお願いします。

**Q3 マイナンバーカードは必ず申請しなければいけませんか？**

**A3** マイナンバーカードの申請は任意となっています。

**Q4 マイナンバーカードの交付申請はどのように行えばいいのですか？**

**A4** 住民票の住所に、通知カードとマイナンバーカード交付申請書が簡易書留で届いていると思われるので、郵送による申請、またはパソコン、スマートフォンによるオンライン申請を行ってください。

**Q5 マイナンバーカード交付申請時に顔写真の貼付が必須でしょうか？**

**A5** マイナンバーカードの申請時には顔写真の貼付は必須です。使用する顔写真は直近6か月以内に撮影した、正面、無帽、無背景のものに限られます。

**Q6 乳児の写真はどのように撮影したらいいのですか？**

**A6** 乳児の顔写真については、次の方法で撮影してください。

■布団などの上に寝かせていただき、撮影する方法。シーツ布地は白など、柄がないものにし、撮影の際は正面を向いていることが必要です。

■どなたかが抱いていただき、撮影する方法。抱いている方が写らないように、白い布をかぶって乳児を抱いていただく方法が考えられます。

**Q7 マイナンバーカードの記載内容に変更があったときは、どうすればいいですか？**

**A7** 引越など、券面に記載されている情報に変更になった場合、14日以内に役場に届け出て、カードの記載内容の変更手続きをしていただく必要があります。

**Q8 マイナンバーカードの有効期限はありますか？また、更新の際はどのような手続をとればよいでしょうか？**

**A8** マイナンバーカードの有効期限は次の通りです。

■所有者が20歳未満の場合は、発行から5回目の誕生日

■所有者が20歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日  
マイナンバーカードを引き続きご利用される場合は、有効期限までに役場で更新のお手続きをおとりください。

**Q9 通知カード、マイナンバーカードを紛失してしまった場合はどうしたらいいですか？**

**A9** **通知カード紛失の場合**  
警察に遺失届を出していただき、受理番号を控えてください。その後、役場へ届け出をしていただき、通知カードの再発行の手続をおとりください。

■マイナンバーカード紛失の場合  
警察および役場へ届け出をしていただき、合わせてマイナンバーカード機能停止の手続が必要となりますので、マイナンバーカードコールセンター（☎0120・95・0178）へご連絡をお願いします。

